

教育課程特例校について

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき、学校を指定し、学校や地域の特色を生かした特別の教育課程を編成することが可能となる。

※予算措置なし

※平成20年4月に「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を全国化して創設。

指定の要件

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者への経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。